

文の京都市景観賞の見直しについて（結果）

○賞の統合・新設

- 1 景観創造賞、ふるさと景観賞及び景観広告賞を統合する。
- 2 児童が撮影した景観写真を表彰することとした。

【理由】

- 1 景観創造賞とふるさと景観賞の違いが不明瞭であるとともに、景観広告賞の応募件数が少ないため。
- 2 未来を担う児童たちに景観への興味や関心を持ってもらうため。

○「部門」の設置

次の三部門を景観賞に設置する。

- 1 都市景観部門（建築物、樹木、坂道、広告物など。）
建築物の応募があった場合、自薦・他薦を問わず、以下に示す建築計画の規模により対象を分けて選考する。
 - ・A 規模（敷地面積 200 m²以上の建築計画を対象）
 - ・B 規模（敷地面積 200 m²未満の建築計画を対象）表彰対象者は、事業主、設計者、施工者とする。
- 2 景観づくり活動部門（美しいまちづくりに貢献している住民及び団体の活動）
- 3 こども景観写真部門（児童の視点で、まち並みやまちの賑わいが表現されており、構図、やアイデア等が優れた写真）
児童全学年を対象とし、複数（3作まで）の作品が受賞できるものとした。

【理由】

これまでのように「賞」の中に別の種類の「賞」を定めるのではなく、「部門」を定めることで、より分かりやすいものとした。

○景観賞の改称

「文の京景観賞」へ改称する。

【理由】

文の京都市景観賞の中で「都市景観部門」が一番良いものという印象があり、誤解を与え兼ねないことや賞と部門の名称が重複して分かりにくいことなどから、第3回から使用してきた「文の京都市景観賞」を改称することとした。

○選考基準について

別表のとおり定めます。

別表

都市景観部門			
新たな景観の創出や隠れた魅力を再発見するなど、「文の京」にふさわしい景観を形成しているもの			
1	形態や意匠が優れ個性豊かな都市景観を形成しているもの	5	区の景観特性である起伏に富んだ地形を生かしているもの
2	歴史性、文化性に配慮し良好な都市景観を形成しているもの	6	連続性や一体感により区の魅力が生かされているもの
3	地域の特色をデザインに生かし良好な都市景観を形成しているもの	7	緑豊かなまち並みを形成しているもの
4	他の模範となるもので良好な都市景観を形成しているもの	8	潤いと安らぎのある景観を形成しているもの

景観づくり活動部門		こども景観写真部門	
住民及び団体の活動を通じ「文の京」の景観づくりに貢献しているもの		児童の視点でまち並みやまちの賑わいが撮影されているもの	
1	独創性のある活動を現在まで継続的に行っているもの	1	児童が撮影したもので、構図やアイデアに児童の感性が生かされているもの
2	活動内容が周辺住民の理解を得られやすく誰もが参加しやすいもの	2	建築物や自然、人々の活動など、区の景観特性を表現しているもの
3	行政、NPO、企業等、その他の活動団体との連携が図られているもの		
4	活動の認知度や評価が高く景観づくりの普及に貢献しているもの		